

令和 7 年第 3 回野辺地町議会

定例会会議録

招 集 年 月 日 令和 7 年 6 月 1 8 日（水）

招 集 場 所 野辺地町議会会議場

開会（開議） 令和 7 年 6 月 1 8 日（水）午前 9 時 3 0 分

出席議員（12 名）

1 番	横 浜 睦 成	2 番	高 沢 陽 子
3 番	木 戸 忠 勝	4 番	村 中 玲 子
5 番	五十嵐 勝 弘	6 番	戸 澤 栄
7 番	古 林 輝 信	8 番	中 谷 謙 一
9 番	野 坂 充	10 番	大 湊 敏 行
11 番	赤 垣 義 憲	12 番	岡 山 義 廣

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町	長	野 村 秀 雄
副 町	長	江 刺 家 和 夫
教 育	長	小 野 淳 美
会 計 管 理 者		長 根 一 彦
総 務 課 長		高 山 幸 人
企 画 財 政 課 長		西 舘 峰 夫
防 災 管 財 課 長		木 明 裕 二
産 業 振 興 課 長		上 野 義 孝
町 民 課 長		富 吉 卓 弥
介 護 ・ 福 祉 課 長		飯 田 貴 子

健康づくり課長	木 明 修
建設水道課長	五十嵐 洋 介
建設水道課調整監	古 林 輝 樹
学校教育課長 兼学校給食共同調理場所長	飯 田 満
学校教育課指導室長	濱 田 健太郎
社会教育・スポーツ課長	玉 山 順 一
中央公民館長兼図書館長 兼歴史民俗資料館長	二 木 智 徳
総務課長補佐	七 島 良 嘉
総務課主幹	四 戸 俊 彰

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	田 中 利 実
議会事務局主幹	濱 中 太 一

議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 提案理由説明
- 日程第 4 委員会の所管事務調査報告
 - 1、総務常任委員会
 - 2、建設産業保健衛生常任委員会
 - 3、議会運営委員会
- 日程第 5 特別委員会の中間報告
 - 1、統合小学校新築事業調査特別委員会
 - 2、ハラスメント対策特別委員会
 - 3、入札談合等関与行為調査特別委員会

会議録署名議員の氏名

議長は会議録署名議員に次の 2 名を指名した

- 5 番 五十嵐 勝 弘
- 9 番 野 坂 充

町長の提出議案

- 報告第 3 号 令和 6 年度野辺地町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 議案第 26 号 令和 7 年度野辺地町一般会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 27 号 令和 7 年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 28 号 令和 7 年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 29 号 令和 7 年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 30 号 野辺地町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第 31 号 野辺地町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第 32 号 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第 33 号 野辺地町手数料条例の一部を改正する条例案
- 議案第 34 号 野辺地町水道事業条例の一部を改正する条例案

議案第35号 野辺地町生活支援ハウス運営事業に関する条例を廃止する条例案

議案第36号 財産の取得の件（消防ポンプ自動車購入）

議案第37号 公有水面埋立について

議会の提出議案 な し

◎開会及び開議の宣告

○議長（岡山義廣君） ただいまから令和7年第3回野辺地町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（岡山義廣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第111条の規定によって、5番、五十嵐勝弘君、9番、野坂 充君を指名します。

◎会期の決定

○議長（岡山義廣君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

議会運営委員会で会期について審査した結果を事前に皆様に配付しております。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月20日までの3日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月20日までの3日間に決定しました。

会期日程	
6月18日	本会議（会議録署名議員の指名、会期の決定、 提案理由説明、委員会報告）
6月19日	本会議（一般質問）
6月20日	本会議（議案審議）

◎議案の上程、提案理由説明

○議長（岡山義廣君） 日程第3、報告第3号、議案第26号から議案第37号までを一括上程いたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野村秀雄君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和7年第3回町議会定例会の招集をいただきましたところ、議員各位にはご多用のところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

ただいま上程されました諸議案の説明に先立ちまして、3月定例会以降の諸般の事項について4点ほどご報告をいたします。

初めに、「クリーン・ペア・はまなすの火災について」であります。

去る6月16日発生しました北部上北広域事務組合の一般廃棄物処理施設クリーン・ペア・はまなすでの火災は、同日の午前9時半頃、粗大ごみを破碎処理するエリア付近で発生したと思われ、消火活動は、北部上北消防本部が、中部上北、三沢市、下北の各消防本部の応援を受けながら消火に当たった結果、同日の夕方には鎮圧し、翌日の早朝に鎮火が確認されました。

幸い、けが人は発生しておりません。まず、消火活動に当たった関係者の皆様には改めて感謝申し上げます。また、住民の皆様には、ご心配をおかけして申し訳なく思っております。

現在、火災の原因について調査を進めるとともに、施設の早期復旧に向けて取り組んでいるところです。

また、町といたしましては、可燃ごみの収集は通常どおり行い、緊急的な措置として、最終処分場に搬入するなど、県の指導を受けながら、町民にご不便をおかけしないよう対応しているところです。

しかし、今後の施設の復旧状況によっては、町民の皆様にご協力をいただかなければならない場面が出てくるかもしれません。

なお、復旧には、相応の費用がかかるものと思われます。3町村で早急に予算措置する必要も出てきますので、議員の皆様にはご理解のほど、よろしくお願いいたします。

2点目は、「第78回青森県高等学校総合体育大会における町内高校生の活躍について」であります。

先般開催されました県・高総体において、野辺地高校男子ハンドボール部が2年ぶり7回目の優勝、そして野辺地西高校サッカー部が初優勝、また同校女子空手道部団体が11年ぶり10回目の優勝、さらに個人でも優勝という、町内の高校生がすばらしい成績を収められました。

不断の努力によって培われた実力を遺憾なく発揮し、見事に栄冠を勝ち取った選手たちの雄姿は、私たちに大きな感動と勇気を与えてくれました。

これらのすばらしい結果は、選手たちの努力はもちろんのこと、ご家族の皆様の温かい支え、そして、指導者の皆様の多大なご尽力があつてこそ成し遂げられたものです。心よりお祝いと感謝を申し上げます。

来るインターハイにおいても、選手たちが日頃の練習で培った成果を存分に発揮し、さらなる活

躍を見せてくれることを心より期待しております。

3点目は、「町内における交通死亡事故ゼロ900日間達成について」であります。

先日、町の交通安全対策協議会と交通安全母の会連合会が、野辺地町において、4月4日午前零時をもって、交通死亡事故ゼロ900日を達成し、その功績に対し、県警察本部長と県交通安全母の会連合会長より表彰を受けられました。

これは、日頃からの関係者の献身的な交通安全活動が実を結んだものであるとともに、町民の皆様の交通安全意識の表れであると思っております。

この功績に対し、心から敬意を表するとともに、改めて感謝申し上げます。

今回の表彰を励みに、今後も関係機関や町民の皆様と一層連携し、交通死亡事故ゼロの日がさらに続くよう、交通安全対策に取り組んでまいります。

4点目は、「NHK受信料未契約について」であります。

カーナビを搭載した公用車のNHK受信料未契約に関する報道がされておりますが、当町においても調査しましたところ、公用車68台中、カーナビを搭載する車両が10台あり、うち未契約車両が4台あることが分かりました。掲載されたカーナビでテレビが受信できるとの認識がなかったことが主な原因であります。町では判明後、直ちにNHKに報告し、現在、未払額の算定、支払い方法等について協議中ではありますが、今後は支払い事務等、適切に対応してまいります。

それでは、本定例会に提案いたしました議案につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、報告第3号「令和6年度野辺地町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」であります。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和6年度から令和7年度に繰り越して使用する経費について、繰越明許費繰越計算書によりご報告するものであります。

次に、議案第26号から議案第29号までは、令和7年度の各会計の補正予算であります。

議案第26号は、「令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第3号）」であります。

既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,100万円を追加し、予算の総額を77億6,840万円といたしました。

歳入では、ふるさと納税をはじめとした寄附金1,662万円余りを追加したほか、定額減税補足給付金事業に係る、国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を4,602万円余り追加するなど、事業の変更や国・県からの交付決定に伴う増減調整をいたしました。

歳出では、2款総務費に、定額減税補足給付金の不足額給付に係る事業費4,732万円余り、4款衛生費に、带状疱疹ワクチンの予防接種に係る事業費702万円余り、7款商工費に、クロスカントリースキー場の用地となるあったかハウス前広場等について、国から借用するための測量に係る経費

1,587万円余りを追加したほか、人事異動に伴う給与費等の調整を行いました。

また、債務負担行為の補正は追加が1件、地方債の補正は追加が1件、変更が2件、廃止が1件であります。

議案第27号は、「令和7年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」であります。

既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ50万6,000円を追加し、予算の総額を14億8,845万3,000円といたしました。

歳入では、国庫支出金の社会保障・税番号制度システム整備費及び一般会計繰入金の増額、歳出では、人事異動に伴う給与費の調整や、趣旨普及費の増額などを行いました。

議案第28号は、「令和7年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」であります。

既定の予算の総額から、歳入歳出それぞれ821万2,000円を減額し、予算の総額を17億4,931万7,000円といたしました。

歳入では、国庫支出金の地域支援事業交付金及び基金繰入金の増額並びに一般会計繰入金の減額、歳出では、人事異動に伴う給与費の調整や、地域支援事業費の増額を行いました。

議案第29号は、「令和7年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第1号）」であります。

収益的収入及び支出の補正につきましては、既決予定額2億7,000万円に増減はなく、支出の営業費用等において、人事異動に伴う給与費の調整を行いました。

続いて、議案第30号から議案第35号までは、条例の改廃についてであります。

議案第30号「野辺地町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」は、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等について、所要の改正を行うため提案するものであります。

次に、議案第31号「野辺地町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

次に、議案第32号「選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正等に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

次に、議案第33号「野辺地町手数料条例の一部を改正する条例案」は、産後ヘルパー派遣事業における対象者の範囲が拡大したことに伴い、事業の名称を改めるため提案するものであります。

次に、議案第34号「野辺地町水道事業条例の一部を改正する条例案」は、水道料金の改正を行うため提案するものであります。

次に、議案第35号「野辺地町生活支援ハウス運営事業に関する条例を廃止する条例案」は、令和7年3月31日をもって生活支援ハウス運営事業を終了したことから、本条例を廃止するため提案す

るものであります。

続いて、議案第36号「財産の取得の件」についてであります。消防ポンプ自動車を取得するため、野辺地町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

続いて、議案第37号「公有水面埋立について」であります。公有水面の埋立について、青森県知事から意見を求められたので、公有水面埋立法第3条第4項の規定により、提案するものであります。

以上、ご提案いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、本職並びに関係職員から詳細ご説明申し上げますので、何とぞ慎重ご審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由といたします。

◎委員会の所管事務調査報告

○議長（岡山義廣君） 日程第4、委員会の所管事務調査報告を議題とします。

総務常任委員会について、委員長の報告を求めます。

5番、五十嵐勝弘君。

○総務常任委員長（五十嵐勝弘君） 総務常任委員会の報告を申し上げます。

委員会は、5月28日に開催されました。委員6名、オブザーバーとして議長、説明員として副町長、総務課長、介護・福祉課長及び関係職員が出席しました。

案件は、「所管に属する事務調査について」であります。

初めに、介護・福祉課長から「野辺地町認知症高齢者見守りネットワーク事業について」説明がありました。

「高齢者等が行方不明になることを未然に防止するための支援であり、地域全体で高齢者等を見守るとともに、関係機関と共有することで、町全体で見守り体制を強化することが目的であります。所管は、町が委託している公立野辺地病院にある地域包括支援センターとなります。高齢者等を見守る体制としては、家族、自治会、近隣住民、認知症サポーター、ケアマネジャー、生活支援コーディネーター、民生委員、見守りサポーター、町、見守りネットワーク協力店となっています。見守りネットワーク協力店には、養成研修の受講後、参加意思に当たるステッカーを店頭などに表示していただきます。また、認知症高齢者安心外出登録事業として、徘徊するおそれのある高齢者の家族に事前登録を勧め、本年度からは登録者に靴用反射シールを提供し、継続して登録者の内容を警察署や消防署と共有していくこととしております」と説明を受けました。

委員から「自治会を対象とした養成研修の実施は考えているか」との質疑に対し、介護・福祉課長から「今年度は協力店舗や団体を一件でも多くし、自治会については次の段階と考えております」

と答弁がありました。

次に、所管事務調査の検討について、委員間で協議いたしました。

米価等が高騰している中で、県補助金が充当できているのか、児童生徒が給食を食べられているのかなど「物価等高騰による学校給食の対応について」調査することといたしました。また、執行部で調査している「地域公共交通計画策定に向けた進捗状況について」現状を把握することといたしました。

以上、総務常任委員会の報告であります。

○議長（岡山義廣君） この報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

次に、建設産業保健衛生常任委員会について、委員長の報告を求めます。

3番、木戸忠勝君。

○建設産業保健衛生常任委員長（木戸忠勝君） 建設産業保健衛生常任委員会の報告を申し上げます。

委員会は、5月29日に開催されました。出席委員6名。

案件は、「所管に属する事務調査について」です。

本委員会は、「所管事務調査の検討について」委員間で協議いたしました。

町の特産品である野辺地葉つきこかぶの作付面積が年々減少傾向にあることから、「こかぶ農家の現地視察」を行い、現状を把握した上で執行部から現在実施中の事業について説明を受けることにいたしました。

また、町漁業協同組合及び町川漁業協同組合からも懇談等を行い、現状を把握するとともに、執行部から現在実施されている事業について説明を求めることにしております。

以上、建設産業保健衛生委員会の報告であります。

○議長（岡山義廣君） この報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

次に、議会運営委員会について、委員長の報告を求めます。

11番、赤垣義憲君。

○議会運営委員長（赤垣義憲君） 議会運営委員会の所管事務調査について報告申し上げます。

委員会は、6月10日に開催されました。出席委員6名、オブザーバーとして議長が出席しました。

本定例会の運営に係る議長の諮問事項については、副町長、総務課長に出席及び説明を求めた上

で審査いたしました。

その次に、所管事務調査を行いました。

初めに、先の定例会で採択された陳情に基づき、「野辺地町議会議員定数の在り方について」協議いたしました。用いた参考資料は、全国町村議会議長会で実施した本事案の調査報告書になりますが、検討する上での論点として、「議員間で討議できる人数」「議会の意義である多様性」「議会の組織」の視点から調査を進めることとしております。

人口減少時代において、多様な課題に執行部が直面する中で、議事機関である議会の役割は大きくなっています。住民自治の充実、このような時代において重要であり、充実した議会活動の観点から議員定数の在り方を引き続き検討いたします。

次に、「野辺地町議会の運営に関する基準について」は、会議規則の運用基準になりまして、全国町村議会議長会が発出している基準（例）を基に、当町議会の会議規則、委員会条例、慣例を反映させ、現在作成中であります。

最後に、「議員間討議について」は、議会基本条例に「議員相互間の自由で活発な討議をしなければならない」と規定していますが、執行部の提案に対する質疑、その答弁だけではなく、議員間で議論して、議案のメリット、デメリットなどの論点、意思決定する上で考慮するポイントを多角的に分析し、合意形成して議会としての意思を明確にすることが、町民への説明責任を果たすことにつながるのではないかとということで研究しているところであります。

議員各位との研修を経て、導入に当たってはルールづくりも丁寧に検討していきたいと考えております。

以上、議会運営委員会の報告であります。

○議長（岡山義廣君） この報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

10時からＪアラートの避難の放送がありますので、皆さんはこの場から動かないようにしてください。

暫時休憩に入ります。

休憩（午前 9 時 5 5 分）

再開（午前 1 0 時 0 6 分）

○議長（岡山義廣君） 再開します。

◎特別委員会の中間報告

○議長（岡山義廣君） 日程第5、特別委員会の中間報告を議題にします。

統合小学校新築事業調査特別委員会から、付託中の事件について中間報告をしたいとの申出があります。

お諮りします。本件は申出のとおり報告を受けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、統合小学校新築事業調査特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

委員長の報告を許します。

10番、大湊敏行君。

○統合小学校新築事業調査特別委員長（大湊敏行君） 統合小学校新築事業調査特別委員会の中間報告を申し上げます。

本委員会は、議長を除く全議員で構成されており、その経過と結果については議員各位がご承知のことと思いますので、詳細については省略させていただきます。

委員会は、4月28日に開催されました。委員11名、オブザーバーとして議長、説明員として町長、副町長、教育長、学校教育課長、防災管財課長、企画財政課長、健康づくり課総括主任保健師、関係職員及び設計業者が出席しました。

案件は、「基本設計について」「今後の事業スケジュールについて」であります。

初めに、学校教育課長より「基本設計について」で、検討委員会での経緯について説明がありました。「町では令和6年10月に、よりよい教育環境の実現に必要な事項について意見を求める旨、検討委員会委員長に諮問いたしました。当委員会での答申では、児童館を北側に変更し、そのほか下町側から登校する児童の安全を考慮して歩道を設置することを求めています」と説明があり、引き続き設計業者より基本設計説明書について説明がありました。

次に、学校教育課長より「今後の事業スケジュールについて」説明を受けました。

「校舎、体育館、グラウンド、児童館の新築工事、既存校舎の解体工事を含め、令和10年度内の工事完了を見込んでいます」と説明がありました。

本委員会は、引き続き付託中の事件について調査いたします。

以上、本委員会に付託されております統合小学校新築事業に関する審査及び課題の検証等についての中間報告となります。

○議長（岡山義廣君） 本委員会は、全議員で構成しておりますので、報告への質疑は行いません。

次に、ハラスメント対策特別委員会から、付託中の事件について中間報告をしたいとの申出があります。

お諮りします。本件は申出のとおり報告を受けることにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、ハラスメント対策特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

委員長の報告を許します。

4 番、村中玲子君。

○ハラスメント対策特別委員長（村中玲子君） ハラスメント対策特別委員会の中間報告を申し上げます。

委員会は、5月23日に開催されました。委員6名、オブザーバーとして議長が出席しました。

最初に、「議会ハラスメント状況実態調査の結果について」検証いたしました。匿名のアンケート調査で、議員12名中9名、職員124名中36名から回答をいただきました。議員、町職員いずれも議員からハラスメント行為を受けたことがあるとの回答があり、議員及び町職員からハラスメント防止のため望まれることとしては、意識改革、意識啓発、教育の実施、相談窓口の設置でありました。

以上のことから、「議会ハラスメント防止条例（案）の検討」を行い、議員のハラスメント行為の認定方法、当該議員の処遇、相談窓口などの運用面について研究し整備しているところです。

また、議員を対象に意識啓発のための研修を議長に要望したところであります。

本委員会は、引き続き付託中の事件について調査いたします。

以上、本委員会に付託されております議員のハラスメント防止に関する事項についての中間報告となります。

○議長（岡山義廣君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

次に、入札談合等関与行為特別委員会から、付託中の事件について中間報告をしたいとの申出があります。

お諮りします。本件は、申出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、入札談合等関与行為特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

委員長の報告を許します。

11番、赤垣義憲君。

○入札談合等関与行為調査特別委員長（赤垣義憲君） 入札談合等関与行為調査特別委員会の中間報告を申し上げます。

本委員会は、調査の特性から秘密会で行っている会議もありますので、その詳細については調査終了時に報告申し上げ、現在は概要のみの報告とさせていただきますことをご理解いただきたいと思います。

委員会は、12月26日に開催されました。委員5名、オブザーバーとして議長が出席しました。

案件は、「百条調査権の概要について」「百条調査の会議運営について」「会議運営要領について」です。

本委員会では、百条調査の認識を共有し、調査の進め方を検討したところです。また、委員会開催に当たっての運営方法についても協議しました。

委員会は、1月30日に開催されました。委員5名、オブザーバーとして議長が出席しました。

案件は、「今後の調査の検討について」です。

委員間で協議したところ、「令和5年度工事第13号」「令和6年度工事第7号」「令和6年度工事第18号」の入札案件について調査を進めることになりました。まずは、町に対して関連する記録の提出を求めることとしました。

委員会は、3月14日に開催されました。委員6名、オブザーバーとして議長が出席しました。

まず、「地方自治法第100条第1項に基づく記録の提出状況について」確認し、提出された「記録の審査」を行いまして、「今後の調査」について委員間で協議したところ、求めた記録の提出を一部拒否されたことから、確認事項の必要性により関係人の参考人招致または証人喚問を行うこととしました。

委員会は、4月9日に開催されました。

案件としては、「参考人からの意見聴取」「証人尋問」です。

「証人尋問」では、副町長には「野辺地町業指名審査会について」「工事発注業務の実施から契約に至るまでの経緯について」の一連の関連事項について尋問いたしました。町長には「最低制限比較価格について」「工事発注業務の実施から契約に至るまでの経緯について」の一連の関連事項について尋問いたしました。

委員会は、5月9日に開催されました。委員6名、オブザーバーとして議長が出席しました。

「証人尋問における証言等の確認」を行った上で、必要な次の調査について協議いたしまして、現在次回の調査について調整中であります。

本委員会は、引き続き付託中の事件について調査いたします。

以上、本委員会に付託されております「入札談合等関与行為の疑惑に関する事項」についての中間報告となります。

以上です。

○議長（岡山義廣君） この報告に対する質疑を行います。

委員の皆さんからの質疑はお受けできませんので、お願いしたいと思います。

質疑ありませんか。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 一般的に百条委員会の期間は、数か月から半年、長くても1年程度であると言われています。百条委員会を長期化させることは、議会不信を招くことにもつながります。百条委員会設置後、活動がストップしている特別委員会もあるのが現状です。今後スピード感を持って百条委員会を進めることや、調査期間をいつまでにすることなど、委員間で協議されているのか伺います。

○議長（岡山義廣君） 赤垣委員長。

○入札談合等関与行為調査特別委員長（赤垣義憲君） 委員会の継続期間については、慎重に調査を進めなければならないという観点、それからどういった結論が出てくるのか、今の時点では全く見えない状況でございますので、これは慎重に調査しながら、委員会の継続期間については具体的な日にちというのは、今のところお答えすることはできません。

以上です。

○議長（岡山義廣君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

◎散会の宣告

○議長（岡山義廣君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午前10時17分）